

○財務省告示第二百九十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十二年八月二十四日に発行した利付国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十二年九月七日

財務大臣 野田 佳彦

一	名称及び記号	利付国庫債券（二十年）（第六十 一回、第六十二回、第六十七回、 第六十九回、第七十一回、第七 十六回、第七十七回、第七十八 回及び第八十一回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項
三	振替法の適 用等	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定
四	発行方法	の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行
五	募入決定の 方法	各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。
六	発行額	額面金額で二千九百九十四億 円
七	払込金額	三千二百六十七億千八百三十六 万二千円 （別表のとおり）

十四 利 子

れるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期と、
 発行対象国債の支払期において、
 算式により算出した金額を支払う。ただし、算出した金額を支払うに当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ)。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率÷100×1
 2

償還期限
 償還金額
 入札の基
 準とする
 各発行対
 象国債の
 利息
 元利
 払場所

(別表のとおり)
 額面金額の
 平成二十二年八月十九日付で
 本証券協会の発表した公社債
 店頭売買参考統計値の平均値の
 単利回りとする。
 日本銀行

十八

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十二年八月二十四日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額
(利付国庫債券) 二十年一回)	二・〇%	平成九年三月二十七	十一億円
(利付国庫債券) 二十年八回)	一・九%	平成六年三月二十七	三億円
(利付国庫債券) 二十年七回)	二・〇%	平成三年三月二十七	二百八十億
(利付国庫債券) 二十年六回)	一・九%	平成三年三月二十七	三百十一億
(利付国庫債券) 二十年一回)	二・二%	平成六年三月二十六	一億円
(利付国庫債券) 二十年九回)	二・一%	平成三年三月二十六	千七百七十億
(利付国庫債券) 二十年七回)	一・九%	平成三年三月二十六	千百十六億
(利付国庫債券) 二十年十二回)	〇・八%	平成六年三月二十五	百億円
(利付国庫債券) 二十年一回)	一・〇%	平成三年三月二十五	二億円